

報 道 資 料

令和4年1月21日（金）

福祉医療部 医療・介護保険局 介護保険課 担当：河井、鷹田

電話：0742-27-8534（ダイヤルイン） 内線：2850、2852

県内高齢者施設における新型コロナウイルス感染症のクラスター事案の発生について

以下のとおり県内高齢者施設において、これまでに入所者及び職員計7名の感染が判明しました。感染状況から、本事案についてはクラスター事案と考えます。

1 発生場所

県内高齢者入所施設

2 感染者の概要（合計7名）

- ・経 緯：1月13日に1例目（有症状での受診）の感染を確認
入所者及び職員全員に検査を実施し、2～7例目の感染を確認
- ・感染者内訳：入所者5名（80～90歳代）
職員2名（40～50歳代）
- ・感染者番号：16915、17814、17433、17434、17435、他府県分
（報道発表日：1月14日～18日）

3 クラスター発生の要因の推定

施設での食事や日常の介護における近距離での対面を通じ、多数の施設内感染が発生したと推測されます。

4 県の対応

- ・施設の入所者及び職員全員、並びに感染者と接触の可能性がある関係者に対し幅広くPCR検査を実施
- ・感染症専門医及び県担当課による現地確認及び感染防止対策の現地指導を実施

5 施設の対応

- ・新規入退所、入所者及び職員の食事等による集合を停止
- ・系列施設との職員の往来の停止

クラスター事案については、新たな感染者が確認されず、感染者との最終接触から10日間経過しましたら、対応を終了とします。

感染症法第16条第2項による個人情報保護の観点から、患者及びご家族等の個人情報については、特定されることのないよう、格段のご配慮をお願いします。関係者等への取材はご遠慮ください。